

最近の所得税の改正内容

所得税の基礎知識

所得税のしくみについて学び、所得税を正しく理解していただける内容です。特に、平成29年度の税制改正で個人所得課税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがあり、平成30年分以降の所得税について適用されます。その内容や注意点について詳しく説明します。

いまさら聞けないことや知らないことなど、あと間違った理解をしている場合もあります。この機会に所得税をしっかり理解しませんか。

税理士

講師：紺野 裕基 氏



日時：6月8日(金) 13:30~15:30

場所：瀬戸商工会議所 大会議室

定員：30名

持ち物：筆記用具・電卓

内容：① 所得税のしくみ

② 所得税の控除について **見極めが大事です!**

- ・ 医療費控除
- ・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

③ 所得税額の計算

- ・ 住宅借入金等特別控除

④ 今後の改正予定について

《配偶者控除・配偶者特別控除の改正》（一部抜粋）
納税者本人の受ける控除額
所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入が150万円に引き上がりました。
（改正前の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円）

【お問い合わせ】瀬戸商工会議所 中小企業相談所

TEL：82-3123 FAX：83-5204

【申込方法】 申込書を瀬戸商工会議所までFAXしてください。

* 定員超過でお断りする場合のみご連絡させていただきます。

FAX 0561-83-5204

瀬戸商工会議所 中小企業相談所 行

「所得税の基礎知識」参加申込書

平成30年 月 日

事業所名		業種	
所在地		従業員数	名
TEL		FAX	
参加者氏名			